

不整地運搬車運転技能講習受講のご案内

1 就業することができる業務内容	最大積載量が1トン以上の不整地運搬車		
			
	鉄クローラ式	ゴムクローラ式	ホイール式
2 講習日時及び会場	学科	令和元年 10月28日(月) 8:30~17:30	福井地区建設業会館 福井市城東 4-12-21
	実技	令和元年 10月30日(水) 8:30~17:30 *実技は申込み数により午前と午後に分けて実施します。	福井県農業試験場 福井市寮町辺操 52-21
3 講習科目	区分	講習内容	講習時間
	学科	1. 不整地運搬車の荷の運搬に関する知識	4時間
		2. 不整地運搬車の運転に必要な力学に関する知識	2時間
実技	3. 関係法令	1時間	
	実技	1. 不整地運搬車の荷の運搬	4時間
4 受講料等	受講料 34,830円 テキスト代1,540円 合計 36,370円		
5 定員	10名(定員になり次第受付を締め切ります。)		
6 受講手続き	所定の申込書に写真(3.5cm×2.5cm)を貼付し、受講料を添えて建設業労働災害防止協会各分会へ提出してください。受付時に交付する受講証は講習日ごとに会場受付に提示してください。		
7 受講資格	大型特殊自動車免許を有する者		
8 修了証の交付	所定の科目を受講し、学科及び実技修了試験に合格したものに対し、不整地運搬車運転技能講習修了証を交付します。		

- * 受講料等について講習当日の取消しは全額返納できませんのでご注意ください。
なお、申込みの取消しについては、講習日の前日までの営業日の午後5時までです。
- * 受講資格については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には、講習日初日に必ず提示下さい。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。
- * 講習時間については、法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。
遅刻しないようお願いします。

問合せ

(公社) ふくい農林水産支援センター
担当 清水
TEL0776-21-8311 FAX0776-23-0931

令和元年度不整地運搬車運転技能者養成講座 実施要領

目 的

近年、農林漁業の分野でも車輛系建設機械の導入がみられ、それに伴って機械関係の労働災害の発生防止対策が緊急の課題となっている。

このため、不整地運搬車について、農林漁業に従事する者や関係指導者に安全作業技術の習得と効率的な運転操作を習得するための研修を実施する。

1. 主 催

建設業労働災害防止協会福井県支部・(公社)ふくい農林水産支援センター

2. 日 時

令和元年10月28日 (月) 8:30~17:00
令和元年10月30日 (水) 8:30~17:30

3. 場 所 学科：福井地区建設業会館 大会議室

住所 福井市城東4丁目12-21 電話 0776-21-8094

実技：農山漁家生活近代化センター(福井県農業試験場内)

住所 福井市寮町辺操52-21 電話 0776-54-5100

4. 研修内容

学科 不整地運搬車の荷の運搬に関する知識
不整地運搬車の運転に必要な力学に関する知識
関係法令

実技 不整地運搬車の荷の運搬

5. 受講資格

大型特殊自動車免許を取得し、かつ農林業に従事する者および関係指導者

6. 受講予定人員 10 名

7. 受講料 36,370円/人

8. 受講申込み 別紙申込書による(様式第1号)

9. 受講申込締切 令和元年9月13日(金曜日) ※ 先着順にて受付を行い、定員になり次第受付を終了します。

10. 修了証の交付 研修の修了者に対し、運転技能講習修了証を交付します。

受講申込書送付先および担当

福井市松本3丁目16-10

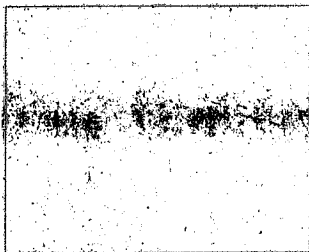
(公社)ふくい農林水産支援センター 清水

TEL 0776-21-8311

令和元年度 不整地運搬車運転技能者養成講座
技能講習受講申込書

ふりがな		性別	写真 (3.5cm×2.5cm) 6ヶ月以内撮影 無背景
氏名		男・女	
生年月日	年 月 日生		
住所	(〒) —		
	(Tel) () — 携帯 —		
勤務先	住所	(Tel) —	
	名称		

令和 年 月 日
公益社団法人 ふくい農林水産支援センター
理事長 酒井智吉 様



申込者氏名 _____ (印)

※この申込書に記載する氏名、生年月日等の項目は、法令で記入することが定められております。誤りのないよう正確に記入ください。ご記入された個人情報は受講者の同意なしに目的以外には使用することがありません。

※申込みの取消しについては、講習日初日の7日前までの営業日の午後5時までです。これ以降の取消しについては、理由の如何にかかわらず受講料は全額返還いたしません。なお、7日前の日が土日祝祭日の場合は繰り上げます。

※講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。